

## 鳥取県4R推進交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県4R推進交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、市町村等が実施する地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取り組みを推進し、もって循環型社会の形成を促進することを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

- (1) 対象事業を自ら行う市町村等
  - (2) 別表の第2欄に掲げる者（以下「間接交付事業者」という。）に対し、その者が行う対象事業の一部又は全部について交付金を交付する市町村等
- 2 本交付金の額は、直接事業（前項第1号の市町村等が実施する対象事業をいう。）にあっては、別表の第3欄に掲げる経費（当該経費には、仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「交付対象経費」という。）の額に別表の第4欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額以下とし、間接交付金（前項第2号の市町村等が間接交付事業者に交付する交付金をいう。以下同じ。）にあっては、市町村等が間接交付事業者に対して交付対象経費を対象として交付した間接交付金の額に交付率を乗じて得た額以下とする。ただし、各市町村等に交付する本交付金の額は、一年度当たり別表の第5欄に掲げる額を限度とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 本交付金の交付を受ける市町村等の長は、間接交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、

それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、 第13条、第14条、第16条第 2項後段、第17条、第25条 及び第26条	補助事業者等	間接交付事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接交付事業
	知事	市町村等の長
	様式第2号による	市町村等の長が定める
	対象事業	間接交付事業
	様式第3号による	市町村等の長が定める
	補助金等及び間接県費補助 金等	間接交付金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本交付金の増額を伴わない変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付対象事業の完了予定期月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受ける者(以下「交付事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、生活環境部長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年3月12日から施行し、平成27年度に実施する事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成29年5月25日から施行する。

2 この要綱の改正前に交付決定を受けた本交付金の取扱いは、改正前の要綱のとおりとする。

附 則

この改正は、平成31年3月18日から施行し、平成31年度に実施する事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	4 R社会の実現に向けて取り組む次の事業であって、新たに実施又は取組を拡大するもの。ただし、4については、1～3のいずれかの取組を併せて実施するものに限る。 1 リフューズ推進の取組（マイボトル、マイバッグ推進 等） 2 リデュース推進の取組（食品ロス削減、簡易包装推進 等） 3 リユース推進の取組（リユース食器の利用、使用済製品のリユース普及 等） 4 リサイクル推進の取組（生ごみ、紙ごみ、紙おむつ、小型家電、焼却灰等の資源化 等）
2 間接交付事業者	ごみ減量・リサイクルに取り組む住民等
3 交付対象経費	第1欄の対象事業に要する経費 注1) 次に掲げる経費以外の人工費は対象としない。 ア 対象事業に係る非常勤職員、臨時の任用職員、短期雇用される者及び派遣会社から派遣された者に係る報酬その他の経費 イ 施策検討のための委員会その他の法令の規定によらず予算措置により任意に設ける検討組織の委員その他の構成員に係る報償費その他の経費 2) 工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工・実施するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
4 交付率	ソフト事業：1／2、ハード事業：1／3 注) 備品、機械、器具等について、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が500千円以上のものはハード事業とする。
5 限度額	20,000千円 ただし、ソフト事業については5,000千円（一部事務組合又は広域連合については10,000千円）

様式第1号（第4条、第8条関係）

年度鳥取県4R推進交付金事業計画（報告）書

1 市町村等の名称			
2 事業の名称			
3 事業の目的			
4 事業内容 ○基本的事項 ・人口、世帯数、面積等 ○廃棄物処理の現状・目標 (排出量、リサイクル率、 最終処分量 等) ○取組の現状と課題 ○施策内容 ○スケジュール	<p>注1 「廃棄物処理の現状・目標」及び「取組の現状と課題」は、排出量等の数値指標や処理施設・分別収集等の現状を踏まえて、目標や課題、取組の必要性等を記載すること。</p> <p>2 「施策内容」は、取組の現状と課題を踏まえて、新たに実施又は取組を拡大する内容を具体的に記載すること。</p>		
5 施策効 果	排出量		
	リサイクル率		
	最終処分量		
	ごみ処理経費 の増減、温室 効果ガス削減 量 等	<p>注1 事業計画書にあっては見込み、報告書にあっては実績値の記入を基本とし、直接的な実績値の把握・記入が困難な場合等は推計値等を記入すること。</p> <p>2 排出量等以外の効果についても、多角的視点を持って明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理経費の増減（ごみ処理委託料、設備投資、資源物等売却収入等）</li> <li>・温室効果ガス削減量 等</li> <li>・環境教育、地域活性化、啓発効果 等</li> </ul> <p>3 施策内容ごとに効果を明記すること。</p>	
6 実施体制及び効果検証 体制			
7 担当者	所属、担当者名、電話番号		
8 他の補助金の活用の有 無	<p>有 • 無</p> <p>注1) 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。</p> <p>2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。</p>		
9 その他	<p>注1) 交付対象経費に工事請負費又は委託費が含まれる場合であって、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。</p> <p>2) 補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。</p> <p>また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。</p>		

注1) 「4 事業内容」等を補足する参考資料を適宜添付すること。

2) 事業報告書として提出する際は、事業の実施状況や実績が把握できる写真、チラシ等の資料を添付すること。

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度鳥取県4R推進交付金事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算（決算）額	内訳
県交付金		
自己財源		
その他		
合計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算（決算）額 (A)	県交付金額 ((A)×交付率)	内訳
交付対象経費			
小計			
交付対象外経費			
小計			
合計			

注1) 決算の場合は、上段括弧書きで予算額を記載すること。

2) 額の根拠となる書類（予算書、支出根拠書類等）、その他の参考資料（カタログ等）を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名

印

## 年度鳥取県4R推進交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県4R推進交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

### 1 対象事業

本交付金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

### 2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

### 3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額等について、鳥取県4R推進交付金交付要綱（平成25年3月22日付第201200192282号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

### 4 交付規程の遵守

本交付金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

様

職　氏　名

印

## 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付第　　号で交付決定を受けた鳥取県4R推進交付金に係る消費税及び地方消費税について、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額

金　　円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（返還相当額）

金　　円

※ 添付書類

2の金額の積算の内訳書等